

# 高さ注意 ガード下、接触

## 事故事例KYT資料 Vol.3 (6月)

2017年6月  
発行：コマツ物流株式会社  
地域営業課

### 高速道ガード下と積載物接触

- 1. 発生日時： 2014年2月28日(金) 19時30分頃
- 2. 発生場所： 愛知県大府市 知多中央道路ガード下
- 3. 事故当事者： 別業：(株)O〇商事 職種：運転手  
年齢：70歳 勤続年数：11年 経験年数：30年  
社員区分：口正社員 口契約社員 口派遣社員 員その他(協力企業)

- 4. 事故概要  
 件名：積載物 搬送作業  
 2月28日(金)  
 16:30 △△株式会社(株) (岐阜県各務原市) O〇商事の運転手がアトラスコブコ積載用搬送(キャビン・外装部分)積込のため入庫。  
 17:30 積込終了。大府市のO〇商事車庫に向けて出発。  
 18:00 途中急用(私用)の連絡が運転手の携帯電話に入ったので、事故Cから高速道路を使用。  
 ※通常は高速道路は使用しない(高速道路使用禁止無し)。  
 19:30 車庫裏のO〇商事を降りて、一般道の市道内の知多中央道路ガード下を通過しようとしたところ積載(外装部分)がガードに接触した。  
 (ガード高さ表示なし：実高3.73m) 積載物上がり高さは3.8m。  
 ※納入先は岐阜市のアトラスコブコ。3/3(月)納入指示だったので、自社の車庫に向かう途中事故が発生。

5. 状況写真 (写真がない場合はポンチ絵でも可)



### 事故の原因はどこにありますか？

- KYT実施協力会社様回答より抜粋(7社)
- ① 高さに対する安全意識が低かった。
  - ② ドライバーが勝手に運行経路を変更した為。
  - ③ 積荷高さを考えた場合、ガード下は避けるべきで大丈夫だろうという思込みが原因。
  - ④ 運行経路の確認不足。
  - ⑤ 積荷のサイズを把握していなかった。

### どのような対策が考えられますか？

- KYT実施協力会社様回答より抜粋(7社)
- ① 運行ルート変更は運行管理者に連絡すること。
  - ② 高架下を運行する時は積載物の高さを認識して、危険を感じたなら降車して目で確認する。
  - ③ 積荷高さを考えてガード下や歩道橋下の運行は避ける。
  - ④ 基本積荷高さが3.8m以上は上屋障害のある所は通行しない。
  - ⑤ 報告・連絡・相談は必ず行う。
  - ⑥ 自分が使用する道路、歩道橋、高架橋の高さや幅は把握しておく。
  - ⑦ 高さ制限表示のない所は、一旦停止して車から降りて目で確認する。  
 「目で高いと感じたら高さを測定してみる。」
  - ⑧ 私用や急用の連絡が入った時は、会社に連絡し指示を仰ぐ。
  - ⑨ 4.5m以下のガードを運行する時は、手前で停まって通過できるか確認する。

### コマン物流より

高さに関与する接触事故は毎年発生しています。

積荷高さが3.8mを超えている場合、高架下を通行する時に注意することは当然ですが3.8m以下の積荷高さでも要注意です。

過去に3.3mの高架下を通行して、積荷の損壊を招きさせる事故が発生しています。この事故同様に見通しと違うルートで走行中に起きています。

積荷高さがいくつなのか測定して、記憶しておく事が大事だと思います。しかし、考え事や時間を費したりすると上空への注意がおろそかになります。

通常と違うルートを走る場合は、事前に高架下を通行するかどうかの確認や、もし高架下を通行するのであれば制限高さがいくつなのか分かっていることが重要です。

高架下に積荷が接触すれば、積荷はもちろん公共財である高架も損壊させ、高架を通行する電車等の運行に支障が出れば、多大な迷惑がかかります。

この他にも過去に歩道橋の作業足場と接触したり、電線や電話線の切断事故を起しています。運行により労働災害にもなりかねません。

高さに関与する事故は重大災害となる可能性が高い事を、ドライバー様に周知願います。

天倉